

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 3 年(2021 年)12 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 12 月の主な発刊書籍一覧（私法部門）
4. 12 月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）

* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】 県立高等学校付設の学生寮に入寮中の亡 A の自殺はいじめが原因で学校側の安全配慮義務違反行為によるところとして亡 A の相続人らが県に国賠請求した事案で、学校側に自殺の具体的予見可能性があったとは言い難いとして慰謝料 200 万円の限度で一部請求を認容(令和 2 年 7 月 14 日福岡高裁)

【2】 X が損害保険会社に床の変色について保険対象建物の汚損等という突発的保険事故が発生したと主張し保険金約 29 万円の支払等を求めた事案で、一定の時間経過に伴って生じる事象は突発的ではないとして請求棄却(令和 2 年 11 月 11 日名古屋高裁)

【3】 別居中の妻が凍結保存していた X の精子を使って妊娠出産したことに対し、X が妻及び担当医療法人らに損害賠償を求めた事案で、X が移植拒否の意思表示を表明していない等として賠償額を 559 万円余の限度で認容(令和 2 年 11 月 27 日大阪高裁)

【4】 養子縁組の解消のための死後離縁の申立を推定相続人排除の手続を潜脱する目的でなされたとして却下した原審判断に対し、社会通念上容認し得ない事情がある場合を除き、死後離縁の申立は生存養親又は養子の真意に基づくものであれば原則許可すべきであると判示(令和 3 年 3 月 30 日大阪高裁)

【5】 X らは薬用洗顔石鹸(茶のしずく石鹸)を使用し小麦アレルギー等を発症し健康被害が生じたとして販売した Y1、製造元 Y2 及び原材料を製造した Y3 に対し製造物責任法 3 条に基づき包括一律請求として損害賠償の連帯支払いを求め、請求が一部認容された事例(平成 31 年 3 月 29 日大阪地裁)

【6】 交通事故で腰椎捻挫等の傷害を負い、その後無症状だった腰椎の分離が出現し腰椎固定術を受けたため後遺症が生じたと主張して損害賠償を請求した事案で、事故による腰痛分離症の有症化を認め 30%の素因減額を行い請求額約 2386 万円のうち約 1494 万円を認めた(令和 2 年 8 月 31 日金沢地裁)

【7】 X がネット掲示板に Y が投稿した記事で名誉を棄損されたとして Y に対し不法行為に基づき損害賠償を求めた事案で、本投稿が町議会議長だった X と暴力団との繋がりを示唆するもので X の社会的評価を低下させ名誉を侵害するものとして X の請求を一部認容(令和 2 年 11 月 4 日水戸地裁)

【8】 日本人夫婦である申立人ら間の体外受精で生じた胚をウクライナ人の代理母に委嘱しウクライナ国内で出産した子について申立人らが特別養子縁組の許可を求めた事案で、子の利益のために特に必要があり代理母の縁組の同意もあるとして特別養子縁組の成立を認めた(令和 2 年 1 月 14 日静岡家裁浜松支部)

（商事法）

【9】 法人と形式的には別法人であっても、実質的には同一体というべき法人の役職員が当該法人のために金商法 159 条が禁止する相場操縦(令和 2 年 7 月 10 日東京高裁)

【10】 Y社の発行する株式を取得した X1 及び X2 が、同社の有価証券報告書等の重要事項に虚偽記載が存在し損害を被ったとして損害賠償を求めた事案。本判決は Y社の虚偽記載を認め Xらの請求を一部認容(令和3年5月13日東京地裁)

(知的財産)

【11】 発明の名称を「含硫化合物と微量金属元素を含む輸液製剤」とする特許発明の特許権を有する控訴人が被控訴人製品の輸液製剤の製造販売等の差止等が原審で棄却されたため控訴を提起した事案。原判決を取消した上で被控訴人製品の製造販売等の差止め等を命じた(令和3年11月16日知財高裁)

【12】 発明の名称を「PTH含有骨粗鬆症治療/予防剤」とする発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、相違点に係る本件発明の構成を想到することは容易と認められるとして審決を取り消した事案(令和3年12月9日知財高裁)

【13】 原告の商標権を得た後、原告商標を使わず被告標章で本件商品を販売するのは登録商標の出所表示機能を毀損し商標権の侵害として被告標章の使用差止等を求めたところ、商標権の問題ではなく原告と被告との合意の存否の問題であり、商標権侵害にはあたらない原告請求を棄却した事例(令和3年11月9日大阪地裁)

【14】 被告のネット展示システムを構築等した原告が、被告が同システムのルータの80番ポートを閉鎖した行為及びルータからADSL回線のモジュージャックを取外した行為について原告の著作人格権の侵害として差止等を求めたところ、同システム自体の著作物性が認められないとして同請求が棄却された事例(令和3年11月11日大阪地裁)

(民事手続)

【15】 信用保証協会 Xは、破産会社の債権を破産申立後開始決定前に代位弁済しその旨を申立人代理人弁護士 Y1 に伝えたが、Y1 は裁判所への報告を失念した。Xは、Y1 の失念及び破産管財人 Y2 が Y1 に Xが開始決定を知っているか確認すべき義務を怠ったことにつき損害賠償を求め、Y1 への請求が一部認容された事例(令和3年5月13日宇都宮地裁)

(刑事法)

【16】 被告人による管轄移転の請求が、訴訟を遅延させる目的のみでされたことが明らかである場合には、刑訴規則6条により訴訟手続を停止することを要しないとして、これと同旨の原判断は正当として上告を棄却(令和3年12月10日最高裁)

(その他)

【17】 民訴法上弁護士は訴訟代理人として訴訟行為をすることが認められており、日本弁護士連合会の会規である弁護士職務基本規程57条の規程違反にとどまる場合には、訴訟行為に影響を及ぼすものではなく、相手方は異議を述べその行為の排除を求めることはできないと判示(令和3年4月14日最高裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】福岡高判令和2年7月14日 判例時報2495号36頁

令和元年(ネ)第519号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却, 予備的請求一部認容・一部棄却(確定))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/707/088707_hanrei.pdf (原判決)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/651/089651_hanrei.pdf (控訴審判決)

県立高等学校に在学して付設された学生寮に入寮していた亡Aが高校在学中に自殺したのは同学年の寮生Bからのいじめを受けていた亡Aに対する高校の教職員(学級担任及び寮の舎監長)の安全配慮義務違反行為によるものとして, 亡Aの相続人らが原告となって県に対し国賠請求した事案(なお, 原審ではBに対しても不法行為に基づく損害賠償請求をしていたところ, 原審の一部認容判決に対し双方控訴しなかったため, 第1審で確定している。)

県に対する請求について, 原審(熊本地裁令和元年5月22日判決・裁判所HP掲載:上記)は, 寮の舎監長には安全配慮義務違反を認めることはできない, 学級担任には同義務違反が認められるが, 自殺の具体的予見可能性がなく, 同義務違反と亡Aの自殺との間に相当因果関係が認められない, として原告らの請求を棄却した。

原告らは, これを不服として控訴し, 控訴審において, 亡Aは学級担任及び舎監長の不適切な対応によって生前に精神的苦痛を被っており, Yに対し国賠法1条1項に基づく慰謝料等の損害賠償請求権を取得したと主張して, 同請求を予備的に追加した。

控訴審裁判所は, 原審同様学級担任の安全配慮義務違反を認めるとともに, 舎監長についてもいじめへの対応として不適切であり安全配慮義務違反を認め, 寮の開設者である県にも, 寮生間のいじめなど特定の寮生が寮生活を継続することを困難とするような深刻な事態が生じた場合に保護者がその寮生に寮生活を継続させるかどうかの意思決定を適切に行うことができるよう情報を的確に保護者に伝える義務があるところ, 同義務違反がある, と認めたが, 学校側には自殺の具体的予見可能性があったとは言い難く, 亡Aの死亡との相当因果関係を認めず, 控訴を棄却した。一方で, 予備的請求については, 亡Aが精神的苦痛を受けたことを認め, 慰謝料200万円の限度で請求を認容した。

【2】名古屋高判令和2年11月11日 判例時報2496号21頁

令和2年(ツ)第28号 保険金請求上告事件(上告棄却)

Xが損害保険会社Yに対し, 床のシミ状の変色について, 保険対象建物の床の汚損等という保険事故が発生したと主張して, 家庭用火災保険契約に基づき, 保険金約29万円及び遅延損害金の支払を求めた事案。

第1審及び控訴審ともに, 床の汚損が保険事故に該当しないとして, Xの請求を棄却したが, Xは上告し, 保険約款上の「不測かつ突発的な事故」については保険契約者の主観に基づいて不測かつ偶発的な事故に当たるといえば保険事故に当たると主張したが, 「突発的な」の解釈が一定の時間経過に伴って生じる事象が該当しないことは自然であるなどとして, 上告は棄却された。

【3】大阪高判令和2年11月27日 判例時報2497号33頁

令和2年(ネ)第1300号 損害賠償請求控訴事件 一部変更(確定)

本件は, Y1が不妊治療を受けていた本件クリニックに, 当時のY1の夫Xの精子で体外受精した卵子を培養した胚が凍結保存されており, 後に本件クリニックにおいてその胚を融解して移植する方法によりY1が妊娠出産したことについて, XがY1はXの同意書を偽造して移植を受け, 本件クリニックを経

営する Y2 法人及びその代表医師 Y3 は、X の意思を確認せずに移植を行い、X の権利を侵害したと主張して、Y らに対し、共同不法行為に基づき 2000 万円余の支払を求めたところ、原審は、Y1 に対する請求を 880 万円(慰謝料 800 万円, 弁護士費用 80 万円)の限度で認容し、Y2, Y3 に対する請求を棄却したため、X は敗訴部分のうち Y1 に関するものを不服とし、Y1 は敗訴部分を不服として、それぞれ控訴した(X は、控訴審において請求を拡張し、さらに子の将来の養育費相当額について予備的に定期金による賠償を求めた)事案である。

本判決は、原判決を引用しつつ、別居以降、子をもうけることに X が積極的な態度を示していなかった経緯を踏まえれば、Y1 は移植に先立ち、改めて X の同意を得る必要があったが、X に無断で移植を受けた行為は、X の自己決定権を侵害する不法行為に当たるとした。他方、X は、移植の時期等について Y1 から具体的なスケジュールを告げられていたにもかかわらず、移植拒否の意思を表明していない等の経緯を考慮すると慰謝料は 500 万円とするのが相当であるとして Y1 の控訴を認め、賠償額を 559 万円余(慰謝料 500 万, DNA 鑑定費用 8 万 6400 円, 弁護士費用 51 万円)とし、X の控訴、拡張請求は棄却した。

【4】大阪高決令和 3 年 3 月 30 日 判例タイムズ 1489 号 64 頁

令和 3 年(ラ)第 47 号 死後離縁許可申立却下審判に対する抗告事件(取消, 許可, 上訴)

抗告人の夫 E は、長女 F の夫 I を会社の後継者とすべく、平成 11 年 1 月に抗告人・E 夫婦と I とで養子縁組をした。I は平成 4 年に入社し、同 15 年 1 月に代表取締役社長となり、E が代表取締役会長として支援していたが、I・F 夫婦は子がいなかったことから、将来の後継者となることを期待して、平成 14 年 6 月に抗告人・E 夫婦の二女 G の三男である利害関係人(当時 12 歳)と I・F 夫婦とで養子縁組をした。利害関係人は平成 29 年に入社し、I が同 30 年に死亡したため、代表取締役社長となり、I の遺産約 7400 万円を相続し、E も同 30 年に亡くなり、亡 I を代襲して遺産約 1 億 2700 万円を相続した。しかし、会社経営を巡り利害関係人と抗告人及び F との関係が悪化し、利害関係人は令和元年 11 月に代表取締役及び取締役を辞任し、抗告人は、亡 I との養子縁組の解消を求めて死後離縁を申し立てた。原審は、推定相続人排除の手続を潜脱する目的でなされた恣意的なものであるとして却下したが、本決定は、死後離縁の申立は生存養親又は養子の真意に基づくものであれば原則として許可すべきであるが、離縁により養子の未成年の子が扶養を受けられず生活に困窮するなど社会通念上容認し得ない事情がある場合にはこれを許可すべきではないとし、本申立は抗告人の真意に基づくものであり、利害関係人は既に多額の遺産を相続していること等から上記のような事情はなく、このことは抗告人に利害関係人を自らの相続人から廃除したいという意図があっても左右されないとし、原審判を取り消し、申立を許可した。

【5】大阪地判平成 31 年 3 月 29 日 判例タイムズ 1489 号 78 頁

平成 24 年(ワ)第 4255 号 損害賠償請求事件, 平成 24 年(ワ)第 12758 号損害賠償請求事件, 平成 24 年(ワ)第 14114 号損害賠償請求事件, 平成 25 年(ワ)第 4334 号損害賠償請求事件(一部認容, 控訴, (後和解))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/741/088741_hanrei.pdf

X らは、薬用洗顔石鹸(茶のしずく石鹸)を使用し小麦アレルギー等を発症し健康被害が生じたとして、本件石鹸を販売した Y1, 本件石鹸を製造し Y1 に販売納品していた Y2 及び原材料を製造し Y2 に販売納品していた Y3 に対し、製造物責任法 3 条に基づき包括一律請求として損害賠償の連帯支払いを求めた。

本判決は、①Y1 の「製造業者等」(同法 2 条 3 項)該当性について、「販売元 Y1」とのみ表示している製品についても、直接製造していなくとも開発・製造の各段階で相当程度関与していた、自社ブランド

であることを強調していた,CMにより自社の名前で広告宣伝し爆発的な売上を達成していたこと等から実質的製造業者(3号)に該当するとし,②石鹼の「欠陥」(同条2項)の有無について,症状の内容が一般に想定される化粧品に触れることで生じる皮膚障害の範囲を超える相当重篤なものであること,薬事法上定められた承認を得ていたもののアレルギー被害発生に関して必ずしも十分な安全性が担保されていたとはいえないこと,「お肌に合わないときはご使用をおやめください」といった注意書等では十分な指示・警告があったとはいえないことからこれを認め,③Y1, Y2の開発危険の抗弁については,販売開始当時までに得られていた各種知見,海外の症例報告等から製造業者等において欠陥があることが認識できなかったとはいえないとして排斥し,④原材料の「欠陥」については,アレルギー被害の程度が重大であること,その原因は本件原材料自体であること,本件石鹼に本件原材料が配合されること等は本件原材料の通常予見される使用形態の範囲内の用途,用法であり,完成品製造業者のみが責任を負うとの根拠は見いだせないこと等から連帯支払請求を認め,⑤損害について,Xら全員に生じた共通損害として150万円,そのうちアナフィラキシーショックを生じた者についてはその症状の重篤性等に応じて100万円を加算して250万円を認めた。

**【6】金沢地判令和2年8月31日 判例時報2496号70頁
平成28年(ワ)第439号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))**

Xは,交通事故により,腰椎捻挫等の傷害を負い通院治療を続けていたところ,やがて第5腰椎分離症が判明し,腰椎固定術を受けた。腰椎の分離は事故前から存在していたが無症状であり,事故から1年経過して初めて認識された。

Xは,第5腰椎分離症が事故により有症化したとし,腰椎後方固定術を要したことから「脊柱に変形を残すもの」(自賠法施行令別表第2第11級7号)に当たる後遺症が生じたと主張して損害賠償請求を行い,Yは,腰椎後方固定術との因果関係を争った。

本判決は,腰椎分離症の症状が慢性的な経過により出現するとの鑑定人の意見はあるものの,その発生機序を一概には説明し難いとして,事故による腰痛分離症の有症化を認め,後遺障害の等級を認めたとうえで,30%の素因減額を行い,請求額約2386万円のうち約1494万円を認めた。

**【7】水戸地判令和2年11月4日 判例時報2497号73頁
令和元年(ワ)第463号 損害賠償請求事件 一部認容,一部棄却(確定)**

本件は,Xが,インターネット上の掲示板にYが投稿した記事により名誉を棄損されたとして,Yに対し,不法行為に基づき損害賠償を求めた事案である。

Yは投稿を否認したが,本判決は,各投稿の通信にかかるIPアドレスの割り当てを受けた電気通信回線の契約者がYであることから投稿者はYと認定し,「入れ墨指無しと仲良しお友達のX議長」等の投稿は,当時の町議会議長Xが暴力団とのつながりを有しているという事実を適示するものであり,一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすればXの社会的評価を低下させ名誉権を侵害するものであるとして,145万4000円(慰謝料100万円,発信者情報取得に要した弁護士費用32万4000円,本件訴訟の弁護士費用13万円)を限度に請求を一部認容した。

**【8】静岡家裁浜松支部審判令和2年1月14日 判例時報2496号82頁
令和元年(家)第201号 特別養子縁組申立事件(認容(確定))**

日本人夫婦である申立人ら間の体外受精で生じた胚をウクライナ人女性(代理母)に委嘱し,代理母がウクライナ国内で出産した子について,申立人らが特別養子縁組の許可を求めた事案。

申立人夫は,申立に先立ち,子の母を代理母として胎児認知し,代理母との協議により親権者を申立

人夫に定め、子を引き取り、日本国内で申立人妻と共に適切に監護養育し、他方、代理母は、ウクライナ家族法に則り、申立人らが子の父母となることを同意していた。本審判は、上記の経緯を認定した上で、代理母が子を監護養育することは著しく困難であり、子の利益のために特に必要があり、代理母の縁組の同意もあるとして特別養子縁組の成立を認めた。

(商事法)

【9】東京高判令和2年7月10日 判例時報2497号3頁

令和元年(行コ)第267号 課徴金納付命令取消請求控訴事件 取消・請求棄却(上告・上告受理申し立て)

本件は、処分行政庁から金融商品取引法159条2項1号違反により課徴金納付命令の決定を受けた外国法人Xが決定は違法であるとして取消を求めたところ、原判決は、Xの請求を認容したためY(国)が控訴した事案である。

本判決は、一般論として、ある法人と形式的には別法人であっても、実質的には同一体というべき法人の役職員が当該法人のために金商法159条が禁止する相場操縦違反行為をした場合には当該法人が同法174条の2第1項の違反者となり得るとして、本件において、Aの運営は独立して行われているのではなく、法人グループ全体で一括して行われていると判断し、XとAとは実質的に同一体としてAのトレーダーらの行為についてXが違反者になるとしてYの主張を認め、処分に違法はないとして原判決を取り消してXの請求を棄却した。

【10】東京地判令和3年5月13日 金法2175号54頁

平成29年(ワ)第32404号 損害賠償請求事件 (X1X2いずれについても、主位的請求は一部認容・一部棄却、予備的請求1は請求棄却、予備的請求2は請求一部認容・一部棄却)

本件は、株式会社であるYの発行する株式を取得したX1及びX2が、平成22年6月から平成27年2月までの間、第171期から175期までのY社の有価証券報告書や第172期第1四半期から第176期第3四半期までのY社の四半期報告書に、重要な事項についての虚偽記載が存在したことにより損害を被ったとし、(1)主位的請求として不法行為に基づき、X1が5億1370万4070円、X2が5871万8880円、(2)予備的請求1として平成26年法律第44号による改正前の金融商品取引法21条の2第1項に基づき、X1が4億3952万2000円、X2が5540万4000円、(3)予備的請求2として同法21条の2第1項及び2項の損害額推定に基づき、X1が1億8567万9770円、X2が3377万3230円、並びに各主たる請求に対する遅延損害金の損害賠償を求める事案である。

本判決は、まず、本件における事実関係の下、Y社による有価証券報告書等の過年度修正のうち、一定の範囲について、重要な事項についての虚偽記載に該当するものと認め、Y社の不法行為責任及び改正前の金融商品取引法21条の2第1項の責任を認めた上で、(1)主位的請求である不法行為に基づく損害賠償請求について、その対象となるY社株式の特定について、まず、有価証券報告書等の虚偽記載により損害を被った者による損害賠償請求の対象となる株式は、虚偽記載のある有価証券報告書等の開示後に取得され、虚偽記載があること(またはそのおそれ)が発覚した時点までに未処分であったものに限られるとした上で、Y社株式が振替株式であること、Xらが、虚偽記載のある有価証券報告書等が公衆の縦覧に供された時点において、既にY社株式を保有し、その後、虚偽記載があること(またはそのおそれ)が発覚するまでの間に、Y社株式の取得及び処分を行っていたこと、少なくとも、一方当事者が総平均法の考え方を援用すべきと主張していることといった事情の下で、損害賠償請求の対象期間の末日(期末)時点の保有株式数について、同期間の期首時点の保有株式数と同期間中の取得株式数で按分することにより算定対象株式の数量を求めるといふ、総平均法の考え方を援用して損害賠償請求の対

象となる株式を特定すべきであると判示し、X1の主位的請求は1億3117万4668円及び遅延損害金の範囲で認め、X2の主位的請求は86万3910円及び遅延損害金の範囲で認めた。また、(2)予備的請求1である改正前の金融商品取引法21条の2第1項に基づく損害賠償請求における損害額の算定について、民事訴訟法248条の適用があると解するのは相当ではなく、本件において、損害の発生自体は認められるものの、その損害額の立証ができていないとして、当該請求についてはXらの請求をいずれも否定したが、(3)予備的請求2である改正前の金融商品取引法21条の1第1項及び第2項の損害額推定に基づく損害賠償請求については、Y社が平成27年5月8日にした開示の時点を公表時とした上で、主位的請求に対する判断における総平均法と同様の考え方で推定損害額の算定対象となる株式を特定し、X1の予備的請求2は1億4091万0383円及び遅延損害金の範囲で認め、X2の予備的請求2は2154万3832円及び遅延損害金の範囲で認めた。

(知的財産)

【11】知財高判令和3年11月16日 裁判所HP

令和3年(ネ)第10007号 特許権侵害差止請求控訴事件 特許権 民事訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/700/090700_hanrei.pdf

発明の名称を「含硫化合物と微量金属元素を含む輸液製剤」とする特許発明の特許権を有する控訴人が、被控訴人製品である輸液製剤の製造販売等の差止め等が原審で棄却されたことから控訴を提起した事案であって、原判決を取り消した上で被控訴人製品の製造販売等の差止め等を命じた事案。

構成要件1A及び2Aにいう「室」についても、輸液容器全体の構成の中で基礎となる一連の部材によって構成される空間であって、輸液を他の輸液と分離して収容しておくための仕切られた相対的に大きな空間をいうものと解するのが相当である。

原判決の「事実及び理由」及び弁論の全趣旨によると、被控訴人製品に係る輸液容器について、その構成の中で基礎となる一連の部材によって構成される空間は、大室及び中室を直接構成するとともに小室T及び小室Vの外側を構成する一連の部材によって構成される空間であるといえる。

もっとも、小室Tに関しては、外側の樹脂フィルムによって構成される空間が、上記のとおり輸液容器全体の構成の中で基礎となる一連の部材によって構成される空間である一方で、連通時にも、内側の樹脂フィルムによって構成される空間(本件袋)にのみ輸液が通じることとされており、小室Tの外側の樹脂フィルムによって構成される空間に輸液が直接接触することがない。そのため、小室Tの外側の樹脂フィルムによって構成される空間が、前記の「室」の理解のうち、輸液を他の輸液と分離して収容しておくための仕切られた相対的に大きな空間に当たるかどうか問題となり得る。

しかし、輸液容器全体の構成を踏まえると、被控訴人製品における小室Tは、外側の樹脂フィルムによって構成される空間の中に、内側の樹脂フィルムによって構成される空間(本件袋)を内包するという二重の構造になっているにすぎず、輸液を他の輸液と分離して収容しておくための空間としての構成において、外側の樹脂フィルムと内側の樹脂フィルムとの間に機能の優劣等があるとはみられない。そして、内側の樹脂フィルムによって構成される空間(本件袋)は、被控訴人製品に係る輸液容器において基礎となる一連の部材とは別の部材により構成され、上記基礎となる一連の部材に構成を追加する部分である(このことは、小室Vの内側の樹脂フィルムによって構成される空間と対比しても、明らかである。)

以上の諸点を踏まえると、小室Tについても、被控訴人製品に係る輸液容器の構成の中で基礎となる一連の部材である外側の樹脂フィルムによって構成される空間(本件小室T)をもって、「室」に当たるとみるのが相当である。

【12】 知財高判令和 3 年 12 月 9 日 裁判所 HP

令和 2 年(行ケ)第 10069 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/748/090748_hanrei.pdf

発明の名称を「PTH 含有骨粗鬆症治療/予防剤」とする発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、相違点に係る本件発明の構成を想到することは容易と認められるとして、審決を取り消した事案。

骨粗鬆症治療剤ないし予防剤が、本件発明 1 では、「48 週を超過して 72 週以上までの間」投与されるものであるのに対し、甲 7 発明では、「48 週にわたり」投与されるものである点で相違する。

本件基準日(平成 22 年 9 月 8 日)時点の PTH 製剤の投与期間に関する技術常識等によると、本件基準日において、連日投与の PTH 製剤に関し、48 週を超えた投与により骨密度が上昇し、骨折発生が減少することが知られていた。

一方、甲 7 発明は、PTH200 単位週 1 回投与により、48 週までの間、腰椎 BMD が継続的に増加し、48 週後には 8.1%有意に増加し、さらに、PTH200 単位投与群である H 群では 48 週の投与期間中に椎体骨折が発生しなかったものである。そして、本件基準日の技術常識によると、当業者であれば、そのような骨密度の増大は骨折の予防に寄与すると理解するといえるところ、甲 7 文献の試験は、48 週までの投与についてのものであるが、その増加率に逡減傾向があるとしても、腰椎 BMD が継続的に増加していることが見て取れ、48 週を超えると、これが減少に転じるとする根拠は見当たらない。

以上からすると、連日投与の PTH に関して 48 週を超えての投与がされ、それによる骨密度の上昇及び骨折発生が減少が報告されていたことを踏まえ、甲 7 発明の骨粗鬆症治療剤においても、骨密度の上昇と骨折の予防のために 48 週を超えて投与するようにすることは、当業者として容易に想到することといえ、これにより本件発明 1 に至るものというべきである。

【13】 大阪地判令和 3 年 11 月 9 日 裁判所 HP

令和 2 年(ワ)第 3646 号 商標権侵害差止等請求事件 商標権 民事訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/734/090734_hanrei.pdf

原告は、車輪付き杖である商品(本件商品)の製造元として、本件商品を「ローラーステッカー」の商品名(原告標章)により販売していたところ、本件商品を原告より直接又は間接に仕入れた被告は、「ハンドレールステッキ」の商品名(被告標章)により、本件商品の卸売り又は小売りを行ったが、原告は、原告標章について商標権(本件商標権)をその後を得たことから、原告標章が商標登録され、これに係る公報が発行された後は、原告標章を使用せず、被告標章により本件商品を販売する行為は、登録商標の出所表示機能を毀損することで本件商標権を侵害すると主張して、被告標章の使用の差止め等を求めた事案。

本件判決は、商標権侵害は、指定商品又は指定役務の同一類似の範囲内で、商標権者以外の者が、登録商標を同一又は類似の商標を使用する場合に成立することがその基本であり(商標法 25 条, 37 条)、原告が原告標章を付した本件商標を被告に譲渡した際に、原告標章と同一又は類似の商標を使用する競業者が存在しなかったことをもって、本件商標権はその役割を終えたと見るのであり、原告から本件商品を譲り受けた被告が、これを原告標章以外の商品名で販売することができるかは、商標権の問題ではなく、原告と被告との合意の存否の問題と考えざるを得ないとし、被告が本件商品を被告標章により自社のオンラインストアで販売等したことは商標権侵害にはあたらないといわざるを得ないとして原告の請求を棄却した。

【14】 大阪地判令和 3 年 11 月 11 日 裁判所 HP

平成 31 年(ワ)第 2534 号 損害賠償等請求事件 著作権 民事訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/743/090743_hanrei.pdf

本件は、被告のインターネット展示システム(本件展示システム)を構築等した原告が、被告に対し、被告が本件展示システムに使用されているルータ(本件ルータ)の 80 番ポートを閉鎖した行為(本件閉鎖行為)及び本件ルータから ADSL 回線のモジュラージャックを取り外した行為について、本件展示システムに係る原告の著作者人格権(同一性保持権)侵害に基づく差止等を請求した事案。

原告は、本件展示システムを構築するに当たり、本件展示システムの機能を実現するために必要な機能を選定し、本件展示システムに係るサーバ設計書(本件サーバ設計書)を改訂し、これに基づき、本件展示システムを構築したことが認められる。本件サーバ設計書は、原告が作成したものである。

本件サーバ設計書と本件展示システム自体とはその表現形式を異にすることから、本件展示システムの著作物性の有無は、本件サーバ設計書の著作物性とは別個に検討する必要がある。すなわち、本件展示システム自体につき著作物性が認められるためには、本件サーバ設計書を離れてなお固有の創作性が認められる必要がある。しかるに、本件展示システム自体は、いわば本件サーバ設計書の記載を技術的・機械的に具体化したものにとどまるものというべきであって、固有の創作性があると見るべき部分に関する具体的な主張立証はない。そうである以上、本件展示システム自体をもって創作的な表現と見ることはできない。したがって、本件サーバ設計書の表現の創作性すなわち著作物性の有無に関わりなく、本件展示システム自体をもって著作物ということとはできない。

これに対し、原告は、本件展示システムは本件サーバ設計書とは独立して外部に表出された著作物である旨などを主張する。

しかし、本件展示システムが本件サーバ設計書の記載のとおり構築されたものであることは、原告自身も認めるところである。原告が本件展示システム自体の創作性の表現として縷々主張するものも、本件サーバ設計書の記載に基づき実現されているものと理解されるのであって、これを離れて本件展示システムに固有の創作性があると見るべき部分についての具体的な主張立証はない。

以上のとおり、本件展示システム自体の著作物性は認められない。したがって、原告は、本件展示システム自体に係る著作者人格権(同一性保持権)を有しないから、その余の点を論ずるまでもなく、被告に対する著作者人格権に基づく差止等の請求権を有しない、として原告の請求は棄却された。

(民事手続)

【15】宇都宮地判令和 3 年 5 月 13 日 判例タイムズ 1489 号 69 頁

令和 2 年(ワ)第 264 号 損害賠償請求事件(一部認容(Y1), 請求棄却(Y2), 控訴(Y1), 確定(Y2))

破産会社 A, 申立人代理人弁護士 Y1, 破産管財人弁護士 Y2 の事案において、債権者 B 銀行は、甲債権(信用保証協会 X 付)と乙債権を有しており、債権者一覧表の備考欄に「今後 X に対し代位弁済請求予定」と付記されていた。破産申立後、X は甲債権を代位弁済し求償権を取得し、その旨を Y1 に伝え、Y1 は、代表者の死亡により開始決定が遅れている、代位弁済の事実を裁判所に報告する旨発言し、約 2 か月後に開始決定がなされたが、裁判所への報告を失念した。そのため X は開始決定通知を受け取らず、債権届出もせず、B 銀行は乙債権のみ債権届出をした。X は、①Y1 は X が破産債権者となった事実を裁判所に報告すべき義務を怠り、②Y2 は Y1 に対し X が開始決定を知っているか確認すべき義務を怠り、配当金相当額の損害が生じたとして、不法行為に基づく損害賠償を求めた。

本判決は、①Y1 は、債権者の変動等の理由で債権者一覧表に誤りが生じたことを知った場合には、知れている破産債権者への開始決定通知が適正かつ迅速に行われる前提を確保するために、訂正した債権者一覧表を提出する等の方法により正確な債権者の氏名及び債権の内容等を裁判所に対して報告する義務を負うので同義務に違反したとしたが、②Y2 は、債権者一覧表に記載のない新たな債権者の存

在がうかがわれた場合であっても、破産者に確認するなどの調査を行い新たに確認できた債権者を裁判所に報告すべき注意義務を負っているものではないとして義務違反を否定した。

そして、X が破産手続の債権届出実務に精通していること、申立がなされて決定が未了であることを聞いていたこと、信用保証協会である X にとって官報の公告確認を期待するのが酷とはいえないこと、開始決定から約 7 か月半に渡って確認をしていなかったこと等から、過失相殺 5 割を認め、Y1 に対してのみ 2, 171, 860 円の支払い義務を認めた。

(刑事法)

【16】最三決令和 3 年 12 月 10 日 裁判所 HP

令和 3 年(あ)第 964 号 脅迫被告事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/746/090746_hanrei.pdf

(判旨)

被告人は、第 1 審及び原審において、本件に関する高等裁判所に対する管轄移転請求において、同事件に関する最高裁判所に対する管轄裁判所の請求を繰り返していたところ、同請求は、訴訟を遅延させる目的のみでされたことが明らかであったから、刑訴規則 6 条により訴訟手続を停止することを要せず、これと同旨の原判断は正当であるので、上告を棄却する。

(その他)

【17】最二決令和 3 年 4 月 14 日 判例タイムズ 1489 号 52 頁

令和 2 年(許)第 37 号 訴訟行為の排除を求める申立ての却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/257/090257_hanrei.pdf

X1 及び X2 は、Y に対し、令和 1 年 11 月に特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、A 弁護士は同年 10 月まで X1 の組織内弁護士として訴訟提起の準備を担当していたが同年 12 月に退社し、同 2 年 1 月に、同月に Y の訴訟代理人となった B 弁護士らの所属する法律事務所に入所した。弁護士職務基本規程 57 条本文には、共同事務所の所属弁護士は他の所属弁護士が同 27 条により職務を行い得ない事件について職務を行ってはならないと定められているところ、X らは、A 弁護士は同条 1 号(相手方の協議を受け賛助し、又はその依頼を承諾した事件)により職務を行い得ないので、B 弁護士らが訴訟行為をすることは 57 条に違反するとして B 弁護士らの訴訟行為の排除を求めた。原々審及び原審は、57 条に違反する訴訟行為について相手方は異議を述べその排除を求めることができるとした上で、原々審は同条但し書の「職務の公正を保ち得る事由がある」を認め同条に違反しないとし、原審は同事由を認めず排除を決定した。本決定は、民訴法上、弁護士は委任を受けた事件について訴訟代理人として訴訟行為をすることが認められており、日本弁護士連合会の会規である上記規程違反にとどまる場合には、訴訟行為に影響を及ぼすものではなく、同 57 条違反の訴訟行為について相手方は異議を述べその行為の排除を求めることはできないとし、原決定を破棄し、本件申立を却下し、原々決定に対する抗告を棄却した。

(紹介済み判例)

最二判令和元年 9 月 27 日 判例時報 2495 号 93 頁

平成 30 年(あ)第 1224 号 覚せい剤取締法違反、詐欺未遂、詐欺被告事件(破棄自判)

→法務速報 222 号 16 番にて紹介済み。

最一決令和 2 年 1 月 27 日 判例時報 2497 号 102 頁

平成 29 年(あ)第 242 号 児童買春, 児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反被告事件(上告棄却)

→法務速報 226 号 18 番にて紹介済み。

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/197/089197_hanrei.pdf

東京高裁判決令和 2 年 9 月 8 日 判例時報 2496 号 84 頁

令和元年(う)第 1922 号 保護責任者遺棄致死被告事件(控訴棄却(確定))

→法務速報 235 号 15 番にて紹介済み。

最二決令和 2 年 9 月 16 日 判例時報 2497 号 105 頁

平成 30 年(あ)第 1790 号 医師法違反被告事件(上告棄却)

→法務速報 246 号 13 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/717/089717_hanrei.pdf

最二判令和 2 年 10 月 9 日 判例時報 2495 号 30 頁

令和元年(受)第 877・878 号 損害賠償請求事件(一部破棄自判, 一部上告却下)

→法務速報 234 号 1 番にて紹介済み。

最三判令和 3 年 1 月 22 日 判例時報 2496 号 3 頁

令和元年(受)第 861 号 取立債権請求事件(破棄自判)

→法務速報 238 号 26 番にて紹介済み。

最三判令和 3 年 1 月 26 日 判例時報 2495 号 25 頁

令和元年(受)第 984 号 不当利得返還請求事件(上告棄却)

→法務速報 238 号 1 番にて紹介済み。

最三小判令和 3 年 1 月 26 日 金法 2174 号 92 頁

令和元年(受)第 984 号 不当利得返還請求事件(棄却)

→法務速報 238 号 1 番にて紹介済み。

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/968/089968_hanrei.pdf

最二判令和 3 年 1 月 29 日 判例タイムズ 1489 号 57 頁

令和 2 年(あ)第 96 号 殺人, 殺人未遂, 傷害被告事件(破棄自判)

→法務速報 238 号 18 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/989/089989_hanrei.pdf

最三判令和 3 年 3 月 2 日 判例時報 2495 号 5 頁令和 2 年(受)第 763 号 不当利得返還請求事件(破棄自判)

→法務速報 239 号 19 番にて紹介済み。

大阪地判令和 3 年 4 月 22 日 判例時報 2495 号 14 頁

令和 2 年(行ウ)第 66 号 特別地方交付税の額の決定取消請求事件(中間判決, 認容)

→法務速報 247 号 17 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/302/090302_hanrei.pdf

最二判令和 3 年 4 月 26 日 判例タイムズ 1489 号 44 頁

令和元年(受)第 1287 号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

→法務速報 241 号 2 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/269/090269_hanrei.pdf

最一判令和 3 年 5 月 17 日 判例時報 2497 号 17 頁

平成 31 年(受)第 596 号 損害賠償請求事件 破棄差戻

→法務速報 241 号 18 番で紹介済

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/300/090300_hanrei.pdf

最三判令和 3 年 5 月 25 日 判例タイムズ 1489 号 36 頁

令和 2 年(受)第 170 号, 令和 2 年(オ)第 135 号 執行判決請求, 民訴法 260 条 2 項の申立て事件(一部破棄自判, 一部上告棄却)

→法務速報 242 号 13 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/323/090323_hanrei.pdf

最三判令和 3 年 6 月 15 日 判例タイムズ 1489 号 29 頁

令和 2 年(行ヒ)第 102 号 情報不開示決定取消等請求事件(破棄差戻)

→法務速報 242 号 23 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/390/090390_hanrei.pdf

2. 令和 3 年(2021 年)12 月 20 日までに成立した, もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
----	------	----

法律名及び概要

成立法令なし

3. 12 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

中里和伸/著 弁護士会館ブックセンターLABO 656 頁 7,260 円

判例による離婚原因の実務

日本弁護士連合会所有者不明土地問題等に関するワーキンググループ／編 有斐閣 476頁 4,620円
新しい土地所有法制の解説 所有者不明土地関係の民法等改正と実務対応

友近直寛／著 新日本法規 214頁 3,300円
自動運転・運転支援と交通事故賠償責任★

小松初男／著 青林書院 328頁 4,840円
最新青林法律相談 38 墓地・納骨堂、葬送の法律相談

4. 12月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価（税込）

書籍名

★は後記に解説あり

宇賀克也／著 有斐閣 1086頁 7,150円
新・個人情報保護法の逐条解説

山浦美紀 大浦綾子 小西華子 里内友貴子／著 新日本法規 262頁 3,960円
裁判例・指針から読み解く ハラスメント該当性の判断

佐藤大和 山本健太／編著 第一法規 323頁 4,070円
スポーツにおけるハラスメントの弁護士実務

愛知刑事弁護塾／編 現代人文社 352頁 3,960円
GENJIN 刑事弁護シリーズ⑳ 保釈を勝ち取る 90事例の裁判理由からみる傾向と対策

ロア・ユナイテッド法律事務所／編 民事法研究会 328頁 3,520円
テレワーク・フリーランスの労務・業務管理Q&A

高島 惇／著 第一法規 213頁 2,970円
いじめ事件の弁護士実務 一弁護活動で外せないポイントと留意点一★

5. 発刊書籍＜解説＞

「自動運転・運転支援と交通事故賠償責任」

交通事故類型において、自動車の運転支援システムが介在する場合、従来の過失割合はどのように修正されるのか、情報・技術提供先はどのような責任を負うのか等が解説されている。今後発生する

であろう事故類型であり、現時点でのシステムの概要や法整備の状況等を学ぶことのできる興味深い本である。

「いじめ事件の弁護士実務 ー弁護活動で外せないポイントと留意点ー」

被害者、加害者双方の弁護活動について、インターネットや SNS 上のいじめも含めて分かりやすく解説されている。児童相談所の関与についても言及されており、いじめ事件を受任したときの基本的な対応を網羅的に学べる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。